

給付付き税額控除の制度導入に関する意見書

令和8年8月5日、政府において、給付付き税額控除の制度導入の基本方針が閣議決定された。

所得に連動したきめ細かな給付については、その本格導入に向けた経過措置を含め、地方財政に十分配慮することを前提として、国が中心となって役割を果たすこととし、実施主体の事務負担に配慮した、シンプルかつ効率的な制度とすべきである。

加えて、その制度設計に当たっては、地方と丁寧な協議を行い、最終的なあるべき姿を見据えながら、不断に見直しを進めることが必要である。

また、飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げに際しては、消費税が社会保障制度の基盤であり、その税収の約4割は地方税財源として、医療、介護、子供・子育て支援などを支える極めて重要な財源となっていることを踏まえ、地方財政運営に支障が生じることのないよう万全の対策が講ぜられるべきである。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 制度が円滑に導入されるよう、国民に対して十分な周知・広報を行うこと。
- 2 実施主体について、国と地方の役割分担を固定化せず、制度導入後も引き続き主体的に検討を行うこと。また、将来的には国自身が給付事務を直接執行する仕組みを構築できるよう検討し、その実現に向けた具体的な道筋を示すこと。
- 3 給付事務について、自治体の事務負担に十分に配慮した効率的で簡素な制度とすること。また、人材確保が困難な自治体への支援を講ずること。
- 4 消費税率の時限的な引下げによる地方の減収に対し、必要な財源を確実に措置するとともに、地方財政運営に支障が生じることのないよう万全の対応を講ずること。
- 5 地方に一定の負担を求める場合は、自治体の行政サービスに支障を来し、住民生活に深刻な影響が及ぶことのないよう、国として必要な財源を確実に措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月17日

衆議院議長	森	英介	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	高市	早苗	様
総務大臣	藤井	比早之	様
財務大臣	片山	さつき	様
厚生労働大臣	上野	賢一郎	様
デジタル大臣	古川	俊治	様
内閣府特命担当大臣	中司	宏	様
全世代型社会保障改革担当大臣	城内	実	様

いわき市議会議長 永山宏恵